

風しん第5期予防接種の対象になった方へ

予防接種についての注意事項

接種する前にお読みください。

接種を受けることができない方

- (1) 明らかに熱が高い方 (37.5℃以上)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) これまでの予防接種によって、アナフィラキシー（通常接種後 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応）を起こしたことがある方
- (4) その他、医師が不適當な状態と判断した方

予防接種を受ける際に注意が必要な方

以下に該当する方は、主治医がいる場合には必ず前もって診てもらい、予防接種を受けるかどうかを判断してもらいましょう。受ける場合には、その医師のところで接種を受けるか、あるいは診断書又は意見書をもらってから受けるようにしてください。

- (1) 心臓病・腎臓病・肝臓病や血液の病気等の基礎疾患がある方
- (2) 過去の予防接種で、接種後 2 日以内に発熱、発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる症状が出た方
- (3) 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方
- (4) 過去に免疫不全の診断がされている方、もしくは近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (5) この予防接種の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

予防接種後に気をつけること

- (1) 接種後 30 分間は急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- (2) 接種後、4 週間は副反応の出現に注意しましょう。
- (3) 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴はしてもよいですが、接種部位を強くこすらないようにしましょう。
- (4) 接種当日は、激しい運動を避けましょう。

予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する（障害が治癒する期間）まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものなのか、別の要因によるものかの因果関係を、各分野の専門家からなる審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けとることができます。詳細についてはお問い合わせください。

接種後、高熱・おう吐・けいれん・その他気になる症状があった場合は速やかに医師の診察を受けてください。

【問合せ先】

始良市役所健康増進課健康推進係
TEL 0995-66-3293 (直通)